改正後

（輸出貿易管理令別表第一関係）

第一条　輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～五十七　［略］

五十八　トリチウムの製造、回収若しくは貯蔵に用いられる装置又はトリチウムの製造に用いられる装置の部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ　［略］

ロ　トリチウムの製造（精製を含む。）、回収又は貯蔵に用いられる装置であって、次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く。）

（一）　［略］

（二）　水素の同位元素の貯蔵用又は精製用の装置であって、金属水素化物を貯蔵又は精製のための媒体として用いるもの

ハ・ニ　［略］

五十九～六十二　［略］

第二条・第二条の二　［略］

第三条　輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～二　［略］

三　推進装置若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品

イ　［略］

ロ　ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン、デトネーションエンジン若しくは複合サイクルエンジン（五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又はペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。）又はこれらの部分品

ハ～ル　［略］

四～六　［略］

六の二　推進薬の制御装置に用いられるポンプに使用することができるラジアル玉軸受であって、日本産業規格Ｂ一五一四―一号で定める精度が二級以上のもののうち、次のイからハまでの全てに該当するもの

七　推進薬又はその原料となる物質であって、次のいずれかに該当するもの

イ～ト　［略］

チ　燃料又は酸化剤であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　過塩素酸塩、塩素酸塩又はクロム酸塩であって、粉末状の金属又は燃料成分が混合されたもの

（二）　硝酸ヒドロキシルアンモニウム

リ～ア　［略］

八～二十七　［略］

改正前

（輸出貿易管理令別表第一関係）

第一条　輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～五十七　［略］

五十八　トリチウムの製造、回収若しくは貯蔵に用いられる装置又はトリチウムの製造に用いられる装置の部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ　［略］

ロ　トリチウムの製造、回収又は貯蔵に用いられる装置であって、次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く。）

（一）　［略］

（二）　水素の同位元素の貯蔵用の装置であって、金属水素化物を貯蔵のための媒体として用いるもの

ハ・ニ　［略］

五十九～六十二　［略］

第二条・第二条の二　［略］

第三条　輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～二　［略］

三　推進装置若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品

イ　［略］

ロ　ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン若しくは複合サイクルエンジン（五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又はペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。）又はこれらの部分品

ハ～ル　［略］

四～六　［略］

六の二　推進薬の制御装置に用いられるポンプに使用することができるラジアル玉軸受であって、日本産業規格Ｂ一五一四―一号（転がり軸受―軸受の公差―第一部：ラジアル軸受）で定める精度が二級以上のもののうち、次のイからハまでの全てに該当するもの

七　推進薬又はその原料となる物質であって、次のいずれかに該当するもの

イ～ト　［略］

チ　過塩素酸塩、塩素酸塩又はクロム酸塩であって、粉末状の金属又は燃料成分が混合されたもの

リ～ア　［略］

八～二十七　［略］